

田辺市コンベンション誘致促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田辺市へのコンベンション誘致を促進し、交流人口の増加及び地域経済を活性化させるため、コンベンションの主催者に対し、補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「コンベンション」とは、多くの集客交流が見込まれる大会、学会、会議及びスポーツ大会又はこれらに準ずるものをいう。

(交付対象)

第3条 補助金の交付対象となるコンベンションは、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開催されるもの
- (2) 市内において開催されるもの。ただし、市外の施設を含む複数施設を利用する場合は、市内の施設を主会場として開催されるものに限る。
- (3) 県外からの参加者の数が3分の2以上であること。
- (4) コンベンション参加のために市内宿泊施設に宿泊する参加者の数（宿泊日数を乗じて得た延べ人数とする。以下「延べ宿泊者数」という。）が100人以上であること。ただし、田辺スポーツパーク内の施設への宿泊者数は除く。

2 次に掲げるコンベンションは、補助金の交付対象としない。

- (1) 国、地方公共団体又はそれらが中心的な構成員として加入している、若しくは5割以上出資する団体により主催されるもの
- (2) 特定の政治活動及び宗教活動に関わるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 興行及び営利を目的とするもの
- (5) 主催者の規則その他これに類するものにおいて、開催順序があらかじめ定められており、田辺市の開催順となり実施されるもの
- (6) 田辺市での開催が定例となっているもの
- (7) 同年度内において既に本補助金の交付を受けているもの
- (8) 3年度連続で本補助金の交付を受けているもの

3 補助金は、コンベンションの主催者に対し交付するものとする。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、次のとおりとする。ただし、他の補助金等の助成を受けている経費については対象外とする。

対象経費	内容
会場経費	会場借上料
会場設営費	機材経費 電気製品（放送設備、画像上映設備等）レンタル料 バス借上料（宿泊施設～会場間）
制作費	看板制作費
印刷製本費	ポスター・パンフレット・プログラム・資料の印刷経費
講師に係る経費	講師の謝礼、旅費

（補助金の交付金額）

第5条 補助金の交付金額は、交付対象となるコンベンションに係る次の表に左欄に掲げる市内宿泊施設の延べ宿泊者数の区分に応じて、同表右欄に掲げる補助金額を上限とし、予算の範囲内で交付する。

市内宿泊施設の延べ宿泊者数	補助金額（上限額）
100～199人	50,000円
200～299人	100,000円
300～499人	200,000円
500人以上	300,000円

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ必要書類を添えて田辺市コンベンション誘致促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 田辺市コンベンション誘致促進事業費補助金交付申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) プログラム等、コンベンションの内容がわかるもの
- (2) コンベンション全体の収支予算書または様式第2号
- (3) 補助対象経費内訳がわかる書面または様式第3号

（交付決定）

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査して補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、田辺市コンベンション誘致促進事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第8条 申請者は、交付決定の通知を受けた後において、申請に係る事項を変更しようとするときは、田辺市コンベンション誘致促進事業費補助金変更・中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金額の増額を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、田辺市コンベンション誘致促進事業費補助金変更・中止承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、補助事業を完了したときは、必要書類を添えて田辺市コンベンション誘致促進事業費補助金実績報告書兼交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 田辺市コンベンション誘致促進事業費補助金実績報告書兼交付請求書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) コンベンション全体の収支決算書又は様式第8号
- (2) 補助対象経費内訳がわかる書類又は様式第9号
- (3) 交付対象経費にかかる領収書の写し
- (4) 県外からの参加者の数が3分の2以上であることが分かる書類又は様式第10号
- (5) 市内宿泊者の宿泊証明書または様式第11号
- (6) コンベンションが開催されたことを証する写真等

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合には、当該報告書を調査し、必要に応じて調査を行い、報告に係る成果が補助金の交付の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、田辺市コンベンション誘致促進事業費補助金交付確定通知書(様式第12号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の経理)

第11条 申請者は、補助事業に係る経理を他の経理と区分し、その収支を明らかにしておくほか、帳簿及び証拠書類を事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しておくなければならない。

(交付の取消し)

第12条 市長は、申請者(法人にあつては、その役員を含む。)が第3条第2項に規定する補助金の交付対象外要件に該当することが判明したとき、または補助金を他の用途に使用し、その他補助金の交付の決定の内容又は条件に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。